

## 消費税率引上げ分に係る地方消費税交付金の使途に関する説明書

平成24年8月に消費税法及び地方税法等が改正され、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が5%から8%に引き上げられました。この引上げ分に係る地方消費税交付金については、すべて「社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員の人件費等は除く)」に充てることとされています。

本町の令和元年度決算における上記経費及び充当状況は次のとおりです。

(1) 令和元年度地方消費税交付金決算額について

単位:千円

款	項	決算額
6 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金	103,169 (うち社会保障財源化分 43,675)

(2) 令和元年度社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費について

単位:千円

事業区分	経費	財源内訳					うち地方消費税交付金(社会保障財源化分)
		国道支出金	地方債	その他	一般財源		
社会福祉	障害者福祉	164,729	119,975			44,754	3,508
	高齢者福祉	4,065		1,001	3,064	240	
	児童福祉	63,911	41,829	653	21,429	1,680	
	母子福祉	5,610	268		5,342	419	
社会保険	168,989	40,919			128,070	10,039	
保健衛生	392,331	8,016	28,000	1,770	354,545	27,789	
合計	799,635	211,007	28,000	3,424	557,204	43,675	

障害者福祉 : 障害福祉給付事業、地域生活支援事業、自立支援関連事業など

高齢者福祉 : 高齢者生活支援事業、老人措置事業など

児童福祉 : 子育て支援対策事業、こども園関連事業など

母子福祉 : 母子保健事業、母子栄養改善事業など

社会保険 : 国民健康保険特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計への繰出金

保健衛生 : 町立病院負担金、各種医療費助成事業、予防接種・がん検診事業など